

三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている町内事業者の皆さんの事業継続を支援するため、申請に基づき支援金を交付します。

この制度は三朝町独自施策のため、国の持続化給付金、鳥取県の新型コロナウイルス克服再スタート応援金などとの併用受給も可能です。

(1) 交付対象者

- ① 町内に事務所又は事業所を有する事業者で、交付金を申請する日において現に1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。ただし、町内に事業実態がないと町長が判断するものを除く。
- ② 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年3月から同年12月までの間のうち、申請を行う日の属する月の前月までの間で、売上が前年同月比で30%以上減少した月がある事業者であること。
- ③ ②に定める前年同月の売上月額が10万円以上あること。

※ 交付金の交付は、1交付対象者につき、1回限りです。

(2) 交付金の額

①三朝温泉旅館協同組合加入事業者

区分	交付金の額
客室 46 室以上	2,000,000 円
客室 11～45 室	1,500,000 円
客室 10 室以下	1,000,000 円

②その他事業者

区分	交付金の額
従業員 31 人以上	500,000 円
従業員 11～30 人	400,000 円
従業員 6～10 人	300,000 円
従業員 2～5 人	200,000 円
従業員 0～1 人	100,000 円

町内にある事務所又は事業所に勤務する従業員数で、個人事業所の家族従業員、法人事業所の代表者以外の役員を含む。

パート、アルバイトであっても雇用保険被保険者は従業員数に含む。

申請月前月の従業員数がわかる書類を添付してください。

(3) 申請書類 申請書兼実績報告書に売上台帳等の収入がわかる書類を添付の上、申請してください。

(4) 申請期間 令和3年2月26日(金)まで

(5) 提出場所 三朝町役場観光交流課

(6) その他 申請様式等は三朝町のホームページからダウンロードできます。

(7) 問い合わせ先 三朝町役場観光交流課 電話：0858-43-3514